

第5回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

平成29年8月30日

【中村部会長】 今日、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第5回の独立行政法人評価制度委員会の会計基準等部会を開催させていただきます。

本日は、当部会と財務省財政制度等審議会法制・公会計部会との共同ワーキングチームで検討をいたしました、独法の財務報告に関する基本的な指針につきまして、報告いただきたいと思っております。

会田座長をはじめといたしまして、皆様方には共同ワーキングチームに参画をいただき、また長い期間にわたりまして多くのご議論とご検討を重ねて取りまとめをいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

後ほど、会田座長からご報告をいただきますけれども、まず、事務局からパブリックコメントの結果、それから対応につきまして、説明をお願いいたします。

【石田管理官】 早速ですけれども、資料の1をごらんいただきたいと思います。横の表で、「パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正」という資料をごらんください。1.でありますけれども、平成29年6月21日から7月17日まで、パブリックコメントを実施しております。パブリックコメントとして2件、それから各府省意見照会として5件をいただいているところです。

主な意見の概要ということで、項目立てをして、下の表に分類しております。まず、パブコメをごらんいただきますと、③の企業会計原則との調整、あるいは④の損益外処理、ちょっと飛んで⑧の国や地方自治体の財務書類との整合性といったところで、ワーキングチームでもパブリックな独法制度の特性を踏まえて、企業会計にどういった修正が必要なのかということで、ご議論をいただいたと思いますけれども、この点についてのご意見が多かったように思います。

それから、各府省は細かく分けると39件ですけれども、⑤の行政コスト計算書、それから⑥純資産変動計算書、⑦非財務情報で、今回、指針の中で新たに盛り込まれた項目についてのご質問が、かなり来てございます。この背景としては、今回の指針は概念整理ということで、具体的な基準改訂等は今後の検討に委ねられておりましたので、若干イメー

ジがわきにくい点があったのかとは思いますが、今後は、指針を具体的に基準等に落とし込んでいく作業が控えておりますので、その過程で引き続き丁寧な説明、発信をしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、⑩に作業負担等ということで、既に法人からの独法評価の枠組みで、さまざまな情報開示が行われておりますので、情報の重複ですとか、あるいは作業負担に留意してほしいというご意見をいただいているところです。指針の中でも、財務報告の限界ということで、作成コストも踏まえる必要があるといった記述を盛り込んでおりますけれども、今後の検討に当たって、留意していく必要があるかと思っているところです。

ページをめくっていただいて、2ページ目ですけれども、いただいたパブリックコメント、それから各府省等意見を踏まえて、修正点が4点ございます。いずれも形式的な修正となっております。1つ目は、ごらんいただくとわかりますけれども、目次と本文の見出しで表現ぶりに平仄が合わない部分がありましたので、平仄を合わせる修正になっております。

それから、2つ目は、種々の会計処理があり得ることを考慮するあまり「考えられる」といった表記が目につくということです。指針を編集していく中では、結論の部分と、結論の背景ということで、結論に至る議論の過程ですとか、考え方を示した部分に分かれておりまして、後者の部分には「考えられる」という表現があってもいいと思うのですけれども、前者は結論の部分に1カ所だけ「考えられる」という表現がございましたので、こちらについては削除をする修正を加えております。

それから、3点目、4点目はいずれも会計検査院の位置づけですとか、権能にコメントをいただいているところで、基本的な内容を充実させて、よりの確な表現に修正するというところで、修正を加えることとしております。

3ページ目以降は、一問一答の形で、いただいたご質問ですとかご意見について、指針に記述ですとか、ワーキングチームでのご議論を紹介する形で考え方を示しているものです。

事務局からの説明は以上になります。

**【中村部会長】** ありがとうございます。それでは、指針（案）につきまして、共同ワーキングチームの会田座長からご報告をお願いしたいと思います。

**【会田委員】** それでは、共同ワーキングチームの座長を務めた会田から、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針について、ご説明させていただきたいと思っております。お

手元に資料2、3、4とありますけれども、4が本体といいますか、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針全体でございます。資料2がこれの概要の簡易版、それから資料3が概要の詳細版でございます。イメージとしては、資料2は5分から10分ぐらいで全体像が把握できるかと。それから、資料3の詳細版は三、四十分で大体全体について把握できるかと。本体は1時間以上かけて、じっくり読んでいただきたいと思っております。今日は時間も限られておりますので、資料2と、必要に応じて資料3を参照しながら少しお話をさせていただきたいと思えます。

まず、中村部会長はじめ本部会の皆様には、ワーキングチームのご議論にご参加いただきまして、どうもありがとうございます。また、事務局の皆様には、日程調整はじめ、委員の皆様からいろいろなご意見をいただきました。それを集約していただいて、的確に方向性を示していただきました。最後、パブリックコメントへの対応も含めて、非常に献身的にかかわっていただきまして、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

お手元の資料2に「目的」が出ておりますけれども、そもそもこの基本的な指針、約2年近く前になりますけれども、独法制度の改革が平成25年に進められて、マネジメントに必要なさまざまな情報を提供すると。それによって、独法に国民からの期待に応えるべく活動してほしいと、そんな背景があるわけですが、一方で、会計基準は平成11年に制度がスタートして、その後、平成13年に特殊法人からの移行組があって、ただ、会計基準としては一応、先行独法、移行独法を包含するような形で見直しを進めてきたわけですが、抜本的な見直しが必要ではないか、これから将来に向けて中長期的な課題に対応すべく、概念フレームワークが必要ではないかということで、今回、検討を進めたわけです。特に今回は、会計基準等部会ですが、財務情報だけでなく非財務情報も含めた基本的な指針として、取りまとめることになりました。

基本的な指針としては、今申し上げました非財務情報が重要ということ、それから過去情報だけではなく将来情報の提供も重要だと。さらに、従来から制度化されておりました行政コストについて、従来は行政サービス実施コスト計算書であったのですが、少し範囲を見直すともに、名称ももう少し簡略化しまして行政コスト計算書ということで、損益計算書と併存する形で位置づけました。また、今後、独立行政法人会計基準の見直しや事業報告書などの改訂作業が必要といったところがポイントでございます。

資料2をおめくりいただいて、ここからは全体の構成が示されているのですが、序章含めて全体で4つの章から成っています。序章として、基本的な指針の性格づけを行い、第

1章において独立行政法人の特性、企業と一体どんな点が違うのか、制度の設計理念ですとか、あるいは主要な仕組み、特に財源措置と、それから経営努力を促進するインセンティブの要請ですとか、あるいは企業をめぐるステークホルダーと一体どんな点が違うのかを示されています。それから、第2章において、利用者及び財務報告の目的という形で、この指針の目的、それから財務報告によって一体何が実現されるのかを示しております。それから、第3章で、構成要素ということで、ここでさまざまな基礎概念についての説明、それから財務諸表の体系について示しております。

少し序章から説明をしていきますけれども、序章では基本的な指針の性格ということで、そもそも財務報告において一体どういうふうにこれを活用していくのかということで、先ほどお話ししましたように、平成25年の閣議決定を経て、マネジメントを実際に運用していく上での活用を考えているということです。特に、ここでは財務報告をできるだけ活用していこうということで、活用できるような財務諸表の体系、それからその基礎になっている概念を整理していくということでございます。

第1章以降の構成については、資料3の4ページ目あるいは5ページ目に、少し各章の関係が示されていますが、第1章で独立行政法人の特性をまとめました。独立行政法人の特性を1つ章立てしたのは、企業とかなり性格が異なる独立した法人とはいえ、ガバナンスの仕組みですとか、あるいは財源の拠出形態といった点で違いがあるということで、まず独立行政法人の特性をはっきりさせたということでございます。これによって、財務報告の範囲も異なってくるということが示されております。第1章の独立行政法人の特性を踏まえて、第2章の財務報告利用者及び財務報告の目的が規定されてくる。この第2章を踏まえて、第3章の財務諸表の体系及び基礎概念ですが、第1章の独立行政法人の特性をベースにして、第3章でさまざまな情報内容も規定されるということで、資料3の4ページ目には、各章の関係が示されております。

第1章の独立行政法人の特性ですけれども、ここではまず、独立行政法人の設計理念について、もともとこの独立行政法人の制度ができた当初の設計理念、国の政策実施機能を国から切り離して、独立の法人格を与えたという設計理念、それから、公共性の高い事務事業のうち、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを進めていく。業務の質の向上ですとか、効率性、さらには自立的な業務運営を確保し、業務の透明性の確保を図る。インセンティブを用意して、それに基づいて法人運営を進めていこうということです。企業との決定的な違いとも言えると思いますけれども、主務大臣が目標を定めて、そ

れに照らして業績を評価していく特性があるために、企業とは少し異なる形で会計を考えていく必要があるということです。

第1章の後半では、営利企業と比較してどんな点が違うのかということで、国による関与、公共性の高い事務、それから財源措置があるということ、さらには出資者に対する剰余金の分配を予定していない。さらに、成果を評価する際に、財務情報だけでは十分でないことも示されております。

第2章では、財務報告利用者及び財務報告の目的ということで、独立行政法人の特性を踏まえて、種々のステークホルダーを整理し、それぞれの権能からニーズを整理しました。特に、財務報告の目的として、法人の長の説明責任を果たすという目的と、利用者の意思決定目的の2つを掲げて、そういった目的にかなう有用な情報を提供することが、財務報告の目的であると捉えております。

財務報告の範囲としては、財務情報に限定することなく、非財務情報も含めて法人の評価をしていく。さらには、過去、現在、将来の情報も財務報告の中に取り込んで、利用者のさまざまな意思決定目的に役立てるべきということでございます。

利用者にベネフィットを提供していくといった前提のもと、情報作成のコストも踏まえて、どんな内容を提供するかを示しております。

資料2の次のページに移ります。具体的に財務報告の情報内容ですけれども、大きく3つに分けられます。1つが、公共性の高いサービスを持続的に提供できるかどうかの判断に資する情報ということで、法人の長の理念ですとか、サービスを提供する源泉、さらには業務運営上の課題とリスク及びその対応策を示していくことが述べられております。さらに、2番目ですけれども、業績の適正な評価に資する情報ということで、業績の適正な評価の前提情報ですとか、あるいは成果と使用した資源との対比、さらに予算と決算との対比といった情報が必要と示されております。

3番目に、財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報ということで、財務諸表と、その体系ですとか、法人の長による業務内容の説明情報、さらには内部統制の整備、運用に関する情報が示されなければならないと述べております。

第3章に移りまして、ここは財務諸表の構成要素ということで、財務諸表の体系ですとか、あるいは種々の基礎概念について定義なども示しております。まず、財務諸表の役割及び体系については、基本的に財政状態は貸借対照表において、また運営状況は行政コスト計算書と損益計算書によって示していく。さらに、従来は制度化されていなかった財政

状態と運営状況の関係は、ストックとフローをつなぐ情報として、純資産変動計算書が必要ということを示しております。また、キャッシュフローの状況については、キャッシュフロー計算書によって、支払い手段であるキャッシュの増減変化が示されるというわけです。

構成要素につきましては、資産、負債、純資産、それぞれについての定義を示した上で、行政コスト、それから費用、収益、利益の定義も示しました。特に、独立行政法人の特性において、行政コスト計算書、法人を評価する上では行政コストを示すことが必要ということについて、一応、委員の皆様の賛同を得て、行政コストについてはサービスの提供、財貨の引き渡し、または生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少または負債の増加をもたらすものであり、拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものという定義を置いております。この行政コストについては、法人のアウトプットと対比するフルコストを示すとともに、国民負担の算定基礎を示す指標として位置づけられるということです。

これと並んで費用の定義も示していますが、費用については財貨の引き渡し、または生産、その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少または負債の増加をもたらすものであり、法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものということで、企業会計における費用とは少し違うことが示されております。

それから、収益については、財貨の引き渡し、または生産、その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の増加または負債の減少をもたらすものであり、財産的基礎が増加する取引を除いたもの、いわゆる資本取引を除いたものと捉えているわけです。

利益については、独立行政法人の収益と費用を定義した上で、その差額に積立金の取り崩しを加えたもので、これがインセンティブを反映する経営努力の算定基礎として機能するという捉え方をしております。

詳しい内容については、先ほどお話ししましたように、資料3あるいは資料4をじっくりまた読んでいただければいいのですが、今回、共同ワーキングチームの議論においては、特にフロー情報の中で、従来の行政サービス実施コスト計算書と、損益計算書の関係をどう考えるかについて、皆様からいろいろなお意見をいただきました。その中には、企業会計と同じように損益計算書を重視して、行政サービス実施コスト計算書は要らないのではないか、あるいは注記で示せば十分なのではないかというような意見もあったのですが、先ほど少しお話しさせていただきましたように、法人の評価をする上で、法人が社会に対

して提供したアウトプットに対して、どれだけのコストがかかっているのかということで、これは法人のインセンティブを反映するための、利益のベースになる費用ではカバーしきれないということもあって、行政コスト、法人のアウトプットに対応するフルコストという位置づけをしていますけれども、これが重要ではないかと。ただ、従来の行政サービス実施コスト計算書では少し範囲が広い、あるいは名称が少しわかりにくいこともありまして、少しその辺を整理しまして、従来の機会原価などを削除して法人のフルコストということで、行政コストを示すフロー情報ということで行政コスト計算書を位置づけた次第です。

途中いろいろ議論があったのですが、最終的には、一応皆さんの同意を得て、こういう形でまとめることができました。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。

第1回の会計基準等部会を平成27年5月から開催をしまいいりまして、共同ワーキングチームでの検討を経て、本日まで2年を超える期間にわたって、皆様と大変に多くの議論を重ねて、ようやくこの指針ができるところまでたどり着いたということで、この指針を検討して感じたことですか、印象に残っていることなど、今後の課題も踏まえて、皆様から一言ずつ思いをお話ししていただければと思います。

では、ご意見をいただきたいと思います。まず、梶川さんから。

【梶川部会長代理】 今回、事務局はいろいろとご苦労さまでございました。委員として勝手なことだけ言わせていただいたと思って心苦しいのでございますが、これほどきれいに整理されますと、非常に何か大きな仕事をさせていただいたという気がいたします。今回、今のご説明の独立行政法人の特性から、根本的なところから話を進められたことはとても素晴らしいことだと思います。また、財務情報だけではなく、成果情報という、まさに独立行政法人の改革のPDCAサイクルで、いかに、コストをセービングするだけではなくて、パフォーマンスをどう大きくしていくかという目的にも沿った形で整理が進み、かつ営利企業とは違うという意味合いで、この財務情報がどのように使われるのかということもすごく整理が進んだ気がいたします。

行政コストというフルコストのお話と、それから組織運営の効率性のインジケータとなる損益計算書と、この辺も非常に概念が整理され、何回整理しても難しいところではあるのでございますけれども、このような形でわかりやすくなって、最後の文章を読むと、

今、私もよく行政コストと費用とどこが違うのだろうと思って見たりして、またよく読まないといけないようなところもあるのですけれども、でも、これが本質でございますから、この辺のご説明を丁寧にしていただければと思いました。

それでは、ぜひ、先生、よろしくお願いいたします。

【中村部会長】 ありがとうございます。

では、佐藤さん、お願いします。

【佐藤委員】 私からも、ほんとうに事務局の皆様にはいろいろお世話になり、また、ご迷惑もおかけいたしましたこと、改めて深く御礼申し上げます。

今回の指針につきましては、「財務報告」、そして「非財務情報」というキーワードを前面に出していただいたことは、利活用に向けた大きな一歩なのではないかと感じております。今後、真の活用に向けては実務指針の策定なども大変だと思います。さらに、それらを利用者にどう活用してもらうのかというハードルも非常に高いと感じております。

使われないことには、パブリックコメントにございますように、作業負担増だけで終わってしまいます。そのため今後の作業の上では既存の指標との連携を媒体にどう盛り込んでいくとか、実際に利用者の意見をどういうふうに入れていくのかなどの議論をさらに深めていただきまして、実際に政策P D C Aの機能向上に資する制度に発展してほしいと思います。

ありがとうございます。

【中川委員】 改めましてありがとうございます。この立場で恐縮ですが、ほんとうにいい勉強をさせていただいた機会でもありました。

私の独法の財務諸表とのご縁は利用者の立場からの、特に目論見書に加工された財務諸表を目にしたのが最初で、恐らく現場ではいまだに、数百ページの目論見書の内容を投資家の方にご説明するに、別途パワーポイントに直す作業が行われているというのも、これもまた現実でございます。ただ、企業の財務の担当をしております経験からは、本日の資料で、資料3の10ページや11ページに示されるように、財務諸表の期首残高と期末残高が、P L等を通して全てがつながる、このようにきれいに整理していただいて、雲が晴れた思いをしたことも非常に印象的ですし、11ページのようにフルコストの範囲を、このような形で、「機会費用は除く」などのすっきりとした整理をされたことは、非常に大きな前進だったのではないかと、思っております。

最後に、先ほど委員の皆さんからご発言あったとおりですが、大量の情報をつくって



ださっている方の負担への配慮、それを有効に利用していただきたいと強く思っている立場からは、今後の基準改訂はまた非常に難しいところだと思っております。引き続き私にできるところは貢献してまいりたいと思いますが、まずは一旦これまでの委員・事務局の方々へのご尽力への御礼と、それから印象を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

**【樫谷委員】** いいですか。私から。会計基準をよくまとめていただいて、素晴らしいと思います。これから会計基準をつくるのですけれども、この会計基準等部会の「等」は何ですか。

**【石田管理官】** 根っこは監査だそうです。

**【樫谷委員】** 監査ですか、そうですか。私が言いたいのは、管理会計という言葉がありますね。私が担当の会計士協会の役員有的时候に、管理会計をもっと検討しろとか言っても、全然進まないのです。なぜかと思いましたが、管理会計の能力がないのです。管理という形であり会計を見ていないのではないかと私は思っていて、だから、それを一度に検討しろと言ったって、無理だったことがよくわかりました。ここは実際に使う人もたくさんいらっしゃるわけなので、これからは、基準の後は管理会計を少し研究していただくと非常にいいのかなと思っていて、みんな、管理会計というと何となくがちがちのイメージで見られるのですけれども、情報化の時代だし、ICTとかAIとか、中身はよくわかりませんが、言われる時代なので、多分、管理会計の道具もどこかで考えないと、誰も考える人がいないと思います。だから、ぜひその辺も。

それから、もう一つは、PDCAサイクルという言葉がありましたけれども、この前、懇親会的时候に、PDCAサイクルなんて海外では言う人はいませんという話を聞いて、よく見るとPDCAサイクル、チェックして、すぐアクションするのかと言われると、考えないといけないわけです。考えた上でアクションして、そしてまたちょっと考えてPに回さないといけないわけですが、その単純な、昔はプラン・ドゥー・アクションと言ったのですけれども、「C」が入ってきた。チェックしてアクションするのではなくて、チェックして何か考えてからアクションをする。それから、ちょっと考えて「P」につなげるという流れになっているはずなので、少しその辺の言葉も含めて、これは今直せるはずがないですけれども、あちこちに広く書いてあるので、その辺のイメージも含めて、ぜひ、これは経営学の話かも知れませんが、ご検討いただけたらいいなと思いました。

どうもありがとうございました。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。

最後に、私がまとめをして、私からも一言申し上げたいと思います。ほんとうにここまでどうもありがとうございました。私は途中からの参加で、いろいろと言いたい放題言わせていただきまして、申しわけありませんでした。だんだんと中身がわかってまいりまして、わかってくるといろいろ問題だなというのもわかってまいりました。

独立行政法人がある目的を見失わずに、また会計ルールとか、報告体系をつくっていくことで自己満足に陥ることなく、一般にわかりやすい財務報告基準とすることで、各独法の目的である効率的な運営に貢献できるような形にしていきたいと思います。民間の企業も今や監査報告書も、ボイラープレートのような監査報告書から、中身がもっとわかるようにしたらいいのではないかというのがグローバルの流れで、いよいよ日本にも透明性が要求されるようになってきます。専門的な用語を使ってわかりにくくしないようにしたいと思います。

この独法会計は、一般常識に照らしてわかりやすくする工夫とか、知恵を入れていくことが必要だと思いますので、今後も引き続き、そういう形でやってまいりたいと思います。

いろいろと、11個の意見がありましたけれども、企業でも統合報告書をつくる流れになっております。あちこちに報告書はあって、それを読む側がそれぞれに見て繋げて理解するのかということで、統合をして、その企業価値を高める活動が1つでわかるようにしようとなっていますので、独立行政法人の流れも、国の効率性に寄与するためにつくったのだから、それがわかりやすいような財務報告体系にするのがよいと理解をしております。

ステークホルダーとのコミュニケーションが非常に重要というのが日本政府の方向性で、コーポレートガバナンスだとかスチュワードシップ・コードだとか、いろいろつくってきているときに、独法は別ですということのないように、この方向性に沿って合理的な運営に資するような形で、これをまとめていけるようにしたいと思います。

今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、指針（案）について、当部会として了承することにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【中村部会長】 どうもありがとうございます。

では、ご異議がないようですので、当部会として了承することといたします。

皆さんもご承知のとおり、この指針は、当部会と財政制度等審議会の連携によって立ち

上げた共同ワーキングチームによって検討いただいたものでありまして、財政制度等審議会におきましては9月1日に法制・公会計部会が開催されて、この指針が報告、了承の議に付されることになっております。法制・公会計部会での議決をいただくと、本指針が同日付で正式に決定されることとなります。本指針は総務省、それから財務省からそれぞれ公表される予定になっております。

最後に、事務局からも一言ということでありますので、堀江審議官からお願いいたします。

【堀江官房審議官】 皆様方には、先ほどお話がありましたけれども、平成27年5月から2年以上にわたりまして、活発なご議論をいただきまして、今日、こういう日を迎えることができました。ほんとうに感謝いたします。ありがとうございます。また、事務局にも温かい声をおかけいただきまして、ありがとうございました。

独法会計基準ができてから10年以上たつわけですが、ある意味初めて、先ほどお話があったように、根本的なところに立ち返って、原点に立ち返って、独法は何だろうというところから議論していただきまして、まとめていただきました。その成果として、パブリックセクターの一翼を担う独法の特性が、改めてはっきりしたと思います。さらには、国際的な動向なども反映することができたと思います。

今後、この基本的な指針に基づきまして、基準の改訂をしていく必要もありますけれども、また、一方で、今回の報告自体が、各法人が今後のいろんな情報開示を考えていく際、あるいはステークホルダーと議論していく際の共通言語といいますか、共通理解をつくることにもなるのだらうと思います。そういう意味でも非常に大きな意味があると思っております。ほんとうありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

それから、今後のお話でございますけれども、続きまして、今後、部会でも、これを受けまして、3つほどテーマがあるだらうと思っております。1つは、先ほどからご指摘いただいておりますように、具体的に財務報告をどういうふうに活用していくべきかという問題だらうと思います。例えば独法の評価、あるいは法人の内部管理といったところで、具体的に財務報告をどういうふうに活用していくことが考えられるかを、明確化していくことが大事な課題かと思っております。

それに、2つ目でございますけれども、今後の財務報告に盛り込む情報のさらなる具体化の問題でございます。指針の内容を具体化して、独法の活動実態、成果を対外的にアピールできるような、充実した方向をどうやってつくっていくかが課題だと思っております。その

際、法人ごとのいろいろな性格の違いもありますし、一方で法人の過度な負担にならないようにということも考えなければいけないのかもしれませんが。そういったことも踏まえて、さらなる具体化の検討が必要だろうと思います。

3点目は、そういうことを踏まえての出口の問題ですけれども、最終的には独法会計基準、あるいは事業報告書等の関係通知を改訂することが必要になってきます。引き続き、皆様方にはこういった検討にお力添えをいただきますよう、お願いいたしますとともに、これまでのところ改めてお礼を申し上げさせていただきます。ご挨拶とさせていただきます。

ほんとうにありがとうございました。

**【中村部会長】** どうもありがとうございました。

それでは、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会はこれで終了とさせていただきます。

本日は、ご多忙のところ、どうもありがとうございました。